平成２２年（フ）第２７６７号
福岡市東区香椎団地１番11―408号
債務者　新原　栄太
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７２号
福岡県糸島市篠原東２丁目13番５号
債務者　吉冨　功一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９７号
福岡市博多区吉塚３丁目21番13号
債務者　渡邉　忠信
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９８号
福岡市博多区吉塚３丁目21番13号
債務者　渡邉　完子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１１号
福岡県糸島市多久636番地５
債務者　大道　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１２号
福岡県糸島市多久636番地５
債務者　大道　絹枝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３３号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬490番地４
債務者　高山　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３５号
福岡市早良区四箇田団地30番604号
債務者　中尾　正信（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３７号
福岡市中央区清川２丁目１番31号
債務者　山口　泰美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４４号
福岡市城南区金山団地42番502号
債務者　手島　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８５３号
福岡県春日市小倉６丁目１番地アメックス春日イマージュ505号
債務者　池田さかえ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８５６号
福岡県糸島市二丈福井6012番地
債務者　吉村　玉枝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６１号
福岡市東区箱崎２丁目21番17―201号
債務者　本間　弘幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６３号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目６番１号長崎コーポ203号
債務者　井上加代子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７０号
福岡県福津市勝浦375―２、住民票上の住所
福岡県福津市勝浦405番地
債務者　畠中　久美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７１号
福岡県糸島市香力184番地
債務者　末継　友也
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７３号
福岡市南区警弥郷１丁目12番18号
債務者　小山一也こと　孫　　相翼
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７４号
福岡市南区警弥郷１丁目12番18号
債務者　小山ヒトミ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部